

# 仕 様 書

- 1 業務名  
遺物図面作成業務（八軒地区）
- 2 遺跡所在地及び遺跡名  
札幌市西区八軒4条東5丁目  
N434遺跡（北海道教育委員会登録番号A-01-434）
- 3 業務期間  
自：令和5年 1月30日  
至：令和5年 3月24日
- 4 業務内容  
(1) 出土遺物の三次元計測  
(2) 報告書掲載用画像及び断面図の作成
- 5 仕様  
詳細別紙
- 6 出土遺物の三次元計測  
(1) 出土遺物の三次元計測は、非接触型の三次元測定機により行うこと。  
(2) 三次元測定機は、原則として点間ピッチの最小間隔が $2\mu\text{m}$ 以下となる精度の機器を用いること。  
(3) 計測データは、stl形式及び3D PDF形式で納品すること。なお、納品データの容量については、事前に本市係員と協議し決定することとする。
- 7 報告書掲載用画像及び断面図の作成  
(1) 三次元計測データを調整し、それぞれの遺物の形状及び表面状態を的確に表現した原寸大の三次元計測画像を作成すること。なお、計測データの調整方法については、事前に本市係員と協議し決定することとする。  
(2) 三次元計測画像は、計測データのノイズ除去、データの統合等を行い、デジタル画面上で回転表示が可能な三次元データを作成すること。  
(3) 断面図の作成位置については、事前に本市係員の指示を受けること。  
(4) 三次元計測画像に対して、切り抜き・縮尺調整などの画像処理を施し、報告書掲載用画像を作成すること。  
(5) 三次元測定機で計測できない部位については、手実測等で補足し図面を作成すること。  
(6) 画像処理済みの報告書掲載用画像について、本市係員の確認をとること。  
(7) 報告書掲載用画像の成果は、正面の三次元計測画像をTIFF形式の画像データ、断面図をAdobe (R) Illustrator形式とし、両者を組み合わせてAdobe (R) Illustrator形式で納品すること。なお、ファイル名等の詳細については、事前に本市係員の指示を受けること。

8 校正

- (1) 校正はデジタルデータで行うこととする。
- (2) 校正の際には、遺物を返却し、報告書掲載用画像、断面図を提出することとする。

9 成果品

- (1) 出土遺物の三次元計測データ 一式
- (2) 報告書掲載用画像及び断面図 一式

10 その他

- (1) 成果品は、印刷物及び電子データを保存した記録媒体で納品すること。
- (2) 成果には、作業工程、使用機器を明示すること。
- (3) 本業務に伴う作成物及び成果品に係る著作権は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾を得ずに、他に公表、貸与又は使用しないこと。
- (4) 資料の搬出・搬入の際には十分に注意を払うこと。
- (5) 本市の遺物整理作業の進捗に応じて、随時、本市係員による実物資料の観察・確認等が必要となることから、本市係員による一時的な資料返却の求めに迅速に対応できること。
- (6) 業務の遂行に際し、本市係員の指示に従い、密接に連携を図って作業すること。

## 仕様詳細

### (1) 出土遺物の三次元計測

種 別	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
出土遺物 三次元計測	剥片石器(長径8cm未満、高さ5cm未満)	全周測定	点	12	
		断面	点	12	

### (2) 報告書掲載用画像及び断面図の作成

種 別	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
報告書掲載 用画像及び 断面図作成	剥片石器(長径8cm未満、高さ5cm未満)	画像(表・裏)	点	24	画像処理を含む
		断面図	点	12	